

使用料規程

平成14年	3月	1日	届出
平成18年	9月	8日	変更届出
平成20年	2月	29日	変更届出
平成21年	3月	2日	変更届出
平成23年	6月	1日	変更届出
平成25年	12月	6日	変更届出
平成26年	4月	1日	変更届出
平成26年	6月	30日	変更届出
平成27年	7月	31日	変更届出
平成28年	3月	31日	変更届出
平成28年	9月	30日	変更届出
平成29年	3月	2日	変更届出
平成30年	6月	25日	変更届出

一般社団法人 日本レコード協会

使用料規程

第1節 総則

1. 本協会の管理するレコード及びレコード実演（レコードに録音された実演をいう。以下同じ。）の使用料は、下記の区分により、第2節から第7節までの規定に基づき定める額とする。
 - (1) 放送用複製等
 - (2) レコードを録音した放送番組等の送信可能化
 - (3) レコード実演を録音した放送番組等の送信可能化
 - (4) 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音
 - (5) 婚礼等の演出又は記録を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音
 - (6) その他
2. 本規程に定める使用料は、レコード又はレコード実演の利用の態様に照らし特に必要と認められる場合は、契約の促進等を図るため、別に定める基準に基づき、減額することができる。

第2節 放送用複製等

レコードを放送又は有線放送（以下「放送等」という。）のために録音し、レコードを録音した放送番組又は有線放送番組（以下「放送番組等」という。）を保存し、レコードを録音した放送番組等を放送等に関連する業務に利用する場合（以下「放送用複製等」という。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1. 日本放送協会
日本放送協会が行う放送用複製等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の二次使用料額の7分の3に相当する額以内で、同協会と協議して定める。
2. 地上波放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）
 - (1) 地上波放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が行う放送用複製等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

の使用料は、当該年度の二次使用料額の7分の3に相当する額以内で、利用者と協議して定める。

(2) (1)にかかわらず、コミュニティ放送事業者が行う放送用複製等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、「第7節 その他」の規定を適用して定める。

3. 衛星放送を行う放送事業者

衛星放送を行う放送事業者が行う放送用複製等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の二次使用料額の7分の3に相当する額以内で、利用者と協議して定める。

4. 放送大学学園

放送大学学園が行う放送用複製等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、レコードの利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議して定める。

5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者

有線ラジオ放送を行う有線放送事業者が行う放送用複製等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の二次使用料額の7分の3に相当する額以内で、利用者と協議して定める。

(本節の備考)

① 契約の年度区分

年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化

レコードを録音した放送番組等（地上放送若しくは衛星放送又は有線放送を目的として制作された番組で、現に放送中若しくは放送済み又は有線放送中若しくは有線放送済みのものを言う。以下、この節において単に「番組」という。）を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。

1. 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用

次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。

- (1) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 5.45%	1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.90 %	1 時間当たり 1.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 1.55%	1 時間当たり 0.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする	

- (2) コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 5.45%	1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.90 %	1 時間当たり 1.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 1.55%	1 時間当たり 0.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 20,000 円とする	

(備考)

- ① 情報料又は広告料等収入がなく、放送区域内における電波不到達地域の解消を目的とした送信で別に定める基準を満たす場合は、本規定の範囲内で利用者と協議して使用料を定めるものとする。

(3) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.35%	1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.10%	1 時間当たり 1.2 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 1.25%	1 時間当たり 0.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする	

(4) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.35%	1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.10%	1 時間当たり 1.2 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 1.25%	1 時間当たり 0.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする	

(5) 有線放送事業者が有線放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.35%	1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.10%	1 時間当たり 1.2 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 1.25%	1 時間当たり 0.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする	

(6) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するラジオ番組又は有線放送事業者が有線放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、当該放送又は有線放送の対象地域に所在する事業者に向けて送信する場合に限る。）

情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
情報料及び広告料等収入の 7.25%	1 時間当たり 4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料は、1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする	

(7) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組
使用レコード数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。

(8) その他の番組

次に掲げる番組を放送法に基づく IP マルチキャスト送信により同時再送信する場合については、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。

① 日本放送協会が放送する番組

2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用

次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。

(1) 日本放送協会が放送したテレビ番組

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.5%	1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.6 %	1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 10%超 20%以下	情報料及び広告料等収入の 2.7%	1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	d. 10%以下	情報料及び広告料等収入の 1.8%	
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする	

(2) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.5%	1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.6 %	1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 10%超 20%以下	情報料及び広告料等収入の 2.7%	1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	d. 10%以下	情報料及び広告料等収入の 1.8%	
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする	

(3) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.5%	1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.6 %	1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 10%超 20%以下	情報料及び広告料等収入の 2.7%	1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	d. 10%以下	情報料及び広告料等収入の 1.8%	
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする	

(4) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.5%	1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.6 %	1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 10%超 20%以下	情報料及び広告料等収入の 2.7%	1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	d. 10%以下	情報料及び広告料等収入の 1.8%	
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする	

(5) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）

- ① 送信可能化の期間が当該放送の終了時刻から起算して168時間を超えないこと。
- ② 各番組の聴取可能期間が、聴取者による当該番組の聴取開始時刻から24時間を超えず、かつ、累計聴取時間が3時間を超えないようにされていること。

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 7.9%	1時間当たり6円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 5.65%	1時間当たり3円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 2.25%	1時間当たり1円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1サービスメニューあたり月額50,000円とする	

(6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組使用レコード数にかかわらず、年額30,000円とする（利用期間が1年に満たない場合は月額3,000円に利用月数を乗じた額とし、上限を30,000円とする）。

(本節の備考)

(1) この節における用語の定義は以下のとおりとする。

① ストリーム送信

受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。

② 放送等と同時のストリーム送信

番組を放送等と同時に自動公衆送信装置に入力する方法により送信可能化する利用形態をいう。

③ オンデマンド型のストリーム送信

受信先の選択した番組を冒頭からストリーム送信する目的で、番組を自動公衆送信装置に記録し、番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、又は番組が記録された記録媒体を自動公衆送

信装置の公衆送信用記録媒体に変換する方法により送信可能化する利用形態をいう。

④ 契約の年度区分

年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

⑤ レコード使用時間比

送信可能化を行う番組の時間に対して、本協会が管理するレコードが使用される時間の割合をいう。

⑥ 総ストリーム時間

各受信者に対するストリーム時間（アクセス時間）を、全ての受信者について加算したものをいう。

⑦ サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

⑧ 情報料及び広告料等収入

情報料とは、送信可能化された番組の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義または方法をもってするかを問わない。）をいう。

広告料等収入とは、番組の送信可能化にあたり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

また、情報料及び広告料等収入には、利用者が直接得る収入の他、利用者が提供するサービスにより他の者が得る収入がある場合には、その収入も使用料算定の対象とする。

⑨ 事業者

事業者とは、移動受信端末以外の装置を用いて番組を受信し、これを来場者・従業員等に聞かせるなど、業務目的で使用する者をいい、個人的に又は家庭内で聴取するために番組を受信する者を除く。

(2) この節における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。

① 非営利教育機関の使用料の取扱い

1. (7) 及び2. (6) にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、1. (7) の使用料を上限とする。

② ニア・オンデマンド型のストリーム送信の取扱い

ニア・オンデマンド型（同一番組を繰り返し送信する利用形態）については、自動公衆送信装置に情報を入力する方法を用いる場合であっても2. の

規定を適用する。

③ 情報料及び広告料等収入の取扱い

情報料及び広告料等収入について、1 ホームページで提供される複数のサービスごとに収入を区分して報告できない場合は、区分して報告できない収入に限り、以下の取扱いとすることができる。

(ア) ホームページ全体の総アクセス数に対する当該番組配信サービスのページのアクセス数比率（又はそれに相当するもの）を、収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の収入とすることができる。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。

(イ) 上記（ア）の方法に抛り難い場合は、サービスの目的及び態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、使用料算定の際の収入とすることができる。

第4節 レコード実演を録音した放送番組等の送信可能化

レコード実演を録音した放送番組等を送信可能化する場合の使用料は、前節2の規定を準用して定める。

第5節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音

国、地方公共団体その他の公法人、又は特殊法人、公益法人、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない団体が主催又は後援して教育活動又は文化活動の一環として開催する発表会、競技会その他の催事（以下「教育・文化関連催事」という。）において公の演奏又は上映を行うことを目的として、当該催事の参加団体（営利を目的とする団体を除く。）又は個人がレコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1. 音声作品、映像作品の発表会その他これに類する催事

① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演

1 催事あたり、1 曲 5, 0 0 0 円

② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演

1 催事あたり、1 曲 5 0, 0 0 0 円以下で委託者が指定する額

2. バトントワーリングの競技会その他これに類する催事
 - ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲5,000円
 - ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額

3. 馬術の競技会その他これに類する催事
 - ① 邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲5,000円
 - ② 洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
1催事あたり、1曲50,000円以下で委託者が指定する額

(本節の備考)

(1) この節における用語の定義は以下のとおりとする。

① 邦盤レコード

国内のレコード製作者が著作権隣接権を有するレコードをいう。

② 洋盤レコード

外国のレコード製作者が著作権隣接権を有するレコードをいう。

(2) 1及び2の規定を適用するにあたり、第一次予選から最終本選に至るまで複数段階が存在する発表会、競技会その他の催事については、全段階を通じて「1催事」とみなす。

(3) 3の規定が適用される催事について、当該催事を主催又は後援する団体が包括的利用許諾契約を締結する場合におけるレコード及びこれに録音されたレコード実演の年間使用料合計額は、3の規定及び利用状況等を参酌して決定する。

第6節 婚礼等の演出又は記録を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音

専ら特定かつ単一の結婚式、披露宴、結婚パーティー等（以下「婚礼等」という。）を演出し又は記録することを目的として、レコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1. 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

次の①又は②のうちいずれかとする。

①複製物1個あたり、1曲3,000円

②複製物の種別ごとに、複製個数及び利用曲数に応じ下表に定める金額

曲数 個数	5曲まで	5曲までを超える場合
3個まで	7,500円	利用曲数5曲までを増すごとに、7,500円を加算して得た額
3個までを超える場合	複製個数3個までを増すごとに、7,500円を加算して得た額	利用曲数5曲又は複製個数3個までを増すごとに、それぞれ7,500円を加算して得た額

2. 包括的利用許諾契約によらない場合

複製物1個あたり、1曲5,000円とする。

(本節の備考)

(1) この節における複製物の種別は下表のとおりとする。

用語	定義	該当例
音声演出用複製物	婚礼等において演奏することを専らの目的として制作される録音物	披露宴・結婚パーティーを演出するためのBGM用録音物など
映像演出用複製物	婚礼等において上映することを専らの目的として制作される録画物(静止画の録画物を含む)	新郎新婦のプロフィールビデオ、エンディングビデオなど
婚礼記録用複製物	婚礼等の模様が収録された録画物	披露宴・結婚パーティーの撮影ビデオなど

(2) 営利を目的とせず本節に定める複製物を制作する個人について、本協会が包括的利用許諾契約によらない場合の各規定を適用するにあたっては、利用状況等を参酌し、当該規定の範囲内で使用料を決定することができる。

第7節 その他

本規程を適用することができない利用方法によりレコード又はレコード実演を利用する場合は、その利用目的及び態様、その他の事情に応じて利用者と協

議のうえ、その使用料の額又は率を定めることができる。

附則

(実施の日)

この使用料規程は、平成14年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化」の「1. 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用」に定める「(1) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）」、「(7) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組」、「(8) その他の番組」の各規定並びに「2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用」に定める「(2) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）」、「(3) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）」及び「(6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組」の各規定については、平成18年10月8日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第2節 放送用複製等 3. 衛星放送を行う放送事業者」「第2節 放送用複製等 5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者」「第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 1. 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用 (2) コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）」の規定については、平成20年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第1節 総則 2.」「第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 2. オンデマンド型のストリーム送信を目的

とする利用（１）日本放送協会が放送したテレビ番組」「第４節 レコード実演を録音した放送番組等の送信可能化」の規定については、平成２１年４月１日から実施する。

附則

（実施の日）

この使用料規程のうち、「第３節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 １．放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用（６）衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するラジオ番組又は有線放送事業者が有線放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、当該放送又は有線放送の対象地域に所在する事業者に向けて送信する場合に限る。）」の規定については、平成２３年７月１日から実施する。

附則

（実施の日）

この使用料規程のうち、「第５節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音」の規定（「３．馬術の競技会その他これに類する催事」の規定を除く。）については、平成２６年１月６日から実施する。

附則

（実施の日）

この使用料規程のうち、「第３節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 １．放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用（４）衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）」の規定については、平成２６年５月１日から実施する。

附則

（実施の日）

この使用料規程のうち、「第３節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 ２．オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用（４）有線放送事業者が有線放送したテレビ番組（コマーシャルを除く。）」の規定については、平成２６年７月３０日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 1. 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用 (3) 地上放送を行う放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園を除く。)が放送するテレビ番組(コマーシャルを除く。)」の規定については、平成27年9月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 1. 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用 (5) 有線放送事業者が有線放送するテレビ番組(コマーシャルを除く。)」の規定については、平成28年5月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第5節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音 3. 馬術の競技会その他これに類する催事」の規定については、平成28年10月30日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第6節 婚礼等の演出又は記録を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音」の規定については、平成29年4月1日から実施する。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化 2. (5) 地上放送を行う放送事業者(日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。)が放送したラジオ番組(コマーシャルを除く。)(ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。)」の規定については、平成30年7月25日から実施する。